

防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱

平成22年3月26日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に規定する審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定め、防府市の附属機関及びこれに類似する懇談会等（以下「審議会等」という。）の円滑かつ適切な設置及び運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「懇談会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、市政に反映等をさせることを主な目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは、除外するものとする。

- (1) 市職員のみを構成員とするもの
- (2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの及びイベント等の特定の事業を実施するために組織されたもの

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置にあたっては、法律により設置が義務付けられている場合を除き、その必要性を十分に検討し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素化、効率化及び行政責任の明確化の見地から真に必要なこと。
- (2) 既に設置されている審議会等と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複していないこと。
- (3) 既に設置されている審議会等又は他の行政手段では目的達成、課題の解決等が困難であること。
- (4) 設置に関する基本事項は、条例、規則、要綱等で明示すること。
- (5) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置期限を明示すること。

2 前項により設置する懇談会等の名称については、附属機関と推察されるような紛らわしい名称を用いないこととする。

3 審議会等の設置を行おうとするときは、地域振興課長に協議するものとする。

(委員の選任等)

第4条 審議会等の委員の構成又は選任は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令等による職の定めがある場合又は専門的な知識や経験等を有する者を任命する場合その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。ただし、職を指定した選任は、原則として、認めないこと。
- (2) 市行政の政策形成過程に市民が参画する機会を確保するため、原則として委員の一部を市民から公募すること。
- (3) 特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。
- (4) 特定の地域を対象とする政策等に係る審議会等の場合を除き、委員構成が特定の地域に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 市議会議員及び市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと。
- (6) 女性委員の登用については、「防府市男女共同参画推進計画」に基づき、平成34年度にはその登用割合が35%になるよう努めること。
- (7) 委員の推薦を各種団体へ依頼する場合は、その団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した者の推薦が得られるよう配慮すること。
- (8) 委員の任期は、原則として、2年以内とすること。
- (9) 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が通算10年を超えないこと。
- (10) 委員がその職責を十分果たし得るよう、同一委員が就任することができる審議会等の総数は、原則として、最高3とし、特別な事情がある場合でも5を上限とするよう努めること。

- (11) 審議会等の委員数は、20人以内であること。ただし、法令等に定めがある場合その他特別な事情がある場合は、この限りではない。
- 2 前項第2号の規定により審議会等の委員を公募するにあたっては、次の各号によるものとする。
 - (1) 公募は、審議会等の名称及び設置目的、公募の趣旨、応募者の資格、募集人員、公募委員の任期、提出課題及び問い合わせ先等を明らかにした上で、市広報等を通じて広く市民に周知することにより行うものとする。
 - (2) 選考にあたっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うものとする。
 - (3) 審議会等の所管課は、公募による委員を選考したときは、速やかにその選考結果を応募者全員に通知するものとする。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、「防府市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「設置運営指針」という。）」の定めるところによるものとする。
- 3 審議会等の所管課長は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について確認するものとする。
- 4 附属機関の委員は、特別職の非常勤職員であるため、委嘱にあたっては、防府市辞令式に関する規程（昭和34年防府市訓令第8号）の定めるところによるものとする。
- 5 附属機関の委員に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年防府市条例第30号）の定めるところによるものとする。
- 6 懇談会等の委員の決定は、発令行為は行わず、一般の文書での依頼によるものとする。また、当該委員のうち会議の出席者に費用を支払う場合は、謝礼としての報償費及び実費弁償としての旅費によるものとする。
- 7 審議会等の透明性を確保するため、委員の氏名、選任の区分、任期及び所属（公募による委員を除く）を公表するものとする。ただし、これらを公表することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認められる場合などは、公表しないことができる。

（審議会等の運営）

第5条 審議会等の運営は、原則として、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 運営に関する基本事項は、条例、規則、要綱等で明示すること。
- (2) 形骸化した審議会等とならないよう審議会等の開催の必要性について十分検討するとともに、審議会等を開催する場合は、審議事項や問題点、課題等を明確にし、効果的、効率的で活発な審議等を行うこと。
- (3) 会議の日程調整は、できるだけ委員全員が出席することができるよう、余裕を持って行うこと。また、参画しやすい開催時間を設定するなど環境の整備について配慮すること。
- (4) 代理及び委任状の提出による会議への出席の対応は、認めないこと。ただし、法令等により関係機関、団体等を代表して委員を選定している場合その他特別な事情がある場合であって、あらかじめ要綱等に当該対応をすることができる旨が明示されているときは、この限りではない。
- (5) 会議資料は、原則として、事前に配付すること。ただし、会議を緊急に開催しなければならないときは、この限りではない。
- (6) 審議会等の会議については、原則として、会議録、議事録又は会議要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。特に、附属機関の会議については、審議経過等が明確となるよう必ず、会議録等を作成すること。

2 審議会等の会議を開催するにあたっては、原則として、会議開催日の10日前までに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときなどは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開（非公開の場合はその理由）
- (6) 傍聴人の定員及び受付時間（会議を公開とした場合に限る。）
（審議会等の会議等の公開）

第6条 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各

号のいずれかに該当する場合にあつては、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 防府市情報公開条例（平成 10 年防府市条例第 28 号）第 6 条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認められる場合
 - (3) 行政処分に関する審議等、公開が適当でないと認められる場合
 - (4) 当該審議会等が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定した場合
- 2 審議会等の会議を前項各号の規定に基づき、非公開とする場合にあつては、当該審議会等において、あらかじめ決定するものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、その旨を会議録等に記録しなければならない。
- 4 審議会等の会議録等を作成したときは、原則として、公表するものとする。ただし、公表しない場合においては、その理由を明らかにするものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議等の公開に関し必要な事項は、「設置運営指針」の定めるところによるものとする。

（審議会等の見直し）

第 7 条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、廃止又は他の審議会等に統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されたもの
 - (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下したものの
 - (3) 実質的な付議案件が少ない等設置効果の乏しいもの
 - (4) 過去の開催実績が少なく、今後の開催見込みも薄い等活動が著しく不活発なもの
 - (5) 設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しているもの
 - (6) その他行政の簡素化、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの
- 2 審議会等の改廃を行おうとするときは、地域振興課長に協議するものとする。

（報告）

第 8 条 審議会等を所管する所属長は、毎年、年度終了後 1 月以内に審議会等の

開催回数、委員の構成、委員の任期、運営状況等について総合政策部長に報告するものとする。

(調整及び総括的事務)

第9条 審議会等の設置及び運営に関する調整及び総括的事務は、総合政策部地域振興課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の運用については、「設置運営指針」の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同日以後の委員の選任から適用する。

(防府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

(1) 防府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 (平成15年3月25日制定)

(2) 防府市附属機関等の委員の公募実施要領 (平成15年3月25日制定)

(3) 防府市附属機関等の会議の公開実施要領 (平成15年3月25日制定)

附 則 (平成26年3月24日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月29日一部改正)

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日一部改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

